

令和7年7月23日

財政局税制課

「横浜市市税条例施行規則」に関する意見公募について

横浜市では、横浜市市税条例施行規則（昭和25年12月横浜市規則第80号。以下「規則」という。）の一部改正を予定しています。

つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関する意見公募を実施します。

1 改正の概要

(1) 法律及び条例の改正に伴う文言整備

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び横浜市市税条例（昭和25年横浜市条例第34号）の改正に伴い、本文及び様式の文言整備を行います。

(2) 原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を除く。）に係る標識ひな型の追加

原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を除く。）の標識については、長方形の様式を定めているところですが、このたび、台形の様式を追加する等の改正を行います。

(3) 次期税務システムの運用開始に伴う改正

デジタル化の進展や国による「地方公共団体情報システムの標準化（※）」の動きを踏まえ構築を進めてきた次期税務システムの運用が令和8年1月に開始されます。

次期税務システムへの移行に伴い、既存様式の削除を行うなど、所要の改正を行います。

（※） 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき、各自治体が独自に整備してきた情報システムを、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行していくこと（地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化については、デジタル庁ホームページ https://www.digital.go.jp/policies/local_governments を参照）

2 施行予定日

令和7年10月1日 等

3 意見公募要領

(1) 意見公募期間

令和7年7月23日（水）から8月21日（木）まで

(2) 意見提出方法

別添の意見投稿用紙に御記入の上、次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

ア 電子メールの場合

電子メールアドレス：za-zeisei@city.yokohama.lg.jp

横浜市財政局税制課 意見公募担当 宛て

イ 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市財政局税制課 意見公募担当 宛て

ウ FAXの場合

FAX番号：045-641-2775

横浜市財政局税制課 意見公募担当 宛て

(3) 注意事項

ア いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

イ いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。

ウ 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

エ その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律に従って適切に取り扱います。

4 お問い合わせ先

横浜市財政局税制課 意見公募担当 宛て

電話番号：045-671-2252

※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いします。

以上